

<p>請願番号</p>	<p>請願第21号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成29年3月3日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」法案に反対する請願</p> <p>【請願事項】 「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）法案の新設に反対する意見書」を政府に提出してください。</p> <p>【請願の趣旨】 安倍政権は、共謀罪を「テロ等準備罪」と名称を変えて新設しようとしています。</p> <p>共謀罪法案は、過去3度国会に出されましたが、国民の人権を侵害するとして、多くの国民や弁護士会などの反対でいずれも廃案になった経過をもっています。</p> <p>近代刑法は、犯罪がおこなわれ、被害が生じた場合（既遂）に処罰することを原則としています。日本の刑法も同様です。</p> <p>しかし、共謀罪は、犯罪について、話し合い、合意したこと自体を処罰するもので、近代刑法の原則に反し、日本の刑法原則を覆すものです。</p> <p>このような共謀罪は、憲法で保障された思想・信条の自由を侵す恐れがあります。また、「合意」を捜査することから、物的証拠を得ることが困難となり、会話やメール、自白や供述を証拠とすることになります。そのため、会話やメール・LINEなどが日常的に監視の対象とされることで国民のプライバシーが侵害されたり、自白の強要や司法取引によるウソの密告で冤罪を生むことになります。</p> <p>政府は、「テロ対策のために必要」としていますが、日本は、国際的なテロ防止のための13条約すべてを締結し、現在においても「予備罪」や「準備罪」を極めて広く処罰しています。「テロ対策」のための新たな立法は必要ありません。</p> <p>また、対象は「組織的な犯罪集団」であり、「一般の人」には関わりないと説明していますが、そもそも「犯罪集団」の定義もあいまいで、市民も対象となる恐れがあります。</p> <p>さらに、「話し合い・合意」に加えて、「準備行為」を加えたので内心の自由は侵さないと説明していますが、どのような行為を「準備行為」とするかは、捜査にあたる警察官の判断に委ねられるなど、限定にはなりません。</p> <p>政府は、過去の共謀罪とは違うと説明しますが、なんら本質は変わりません。</p> <p>日本国憲法は、思想・信条の自由をはっきりと保障しています。それは、戦前、治安維持法にもとづき、特高警察などによって多</p>		

くの国民の思想や信条が監視され、戦争に反対することが弾圧されたことへの深い反省があるからです。

近年、秘密保護法の制定、盗聴法（通信傍受法）の拡大などによって、国の情報を隠す一方で、国民を監視し情報を集める動きが強まっています。共謀罪もこれらの動きの一環です。

戦前、国が情報を隠し、国民を監視するもとで戦争へ突きすすんでいきました。二度と同じ誤りを繰り返さないために、共謀罪はつくってはならないものです。

紹介議員

前屋敷 恵美 来住 一人